

第3次八街市男女共同参画計画 (案)

令和 年 月

八 街 市

はじめに

本市が置かれている社会情勢としまして、少子高齢化の更なる進行、人口減少問題、多様化する雇用形態など課題が複雑化しており、より柔軟で幅広い対応が必要とされています。

このような中、男女が互いを尊重し、男女の別を原因として不当な扱いを受けることなく、個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会の更なる推進は、ますます重要なものとなっております。



本市では、平成18年3月に八街市男女共同参画計画を、平成28年3月に第2次八街市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。しかしながら、私たちを取り巻く制度や慣行の中には、解決すべき課題がまだ多く存在しています。

そこで、更なる男女共同参画の推進を図るため、また、SDGs※に掲げる目標の1つであるジェンダー平等の実現を中心とした取組を加速するものとして、第3次八街市男女共同参画計画（令和4年度～令和8年度）を策定しました。

本計画の推進に当たり、真摯に取り組んでまいり所存でございますので、今後とも市民の皆様、事業者・関係機関の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するに当たり、貴重なご意見・御助言をいただきました八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会の皆様、市民意識調査をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 年 月

八街市長 北村新司

※ SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されます。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会が実現すると・・・

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策、方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事・家庭・地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

出典：内閣府男女共同参画局

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 男女共同参画を取り巻く八街市の状況	
(1) 少子高齢化の進展	3
(2) 家族形態の変化	5
(3) 男女の労働の状況	6
(4) DV相談件数の推移	9

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 計画の目標	10
3 基本目標	10
4 計画の体系	16

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題1 労働の場における男女共同参画の推進	17
主要課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	20
主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	26

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力の根絶	28
主要課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備	31
主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進	35
主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進	39

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題8 男女共同参画の意識づくり	42
主要課題9 一人ひとりを大切にする教育・学習の充実	44

第4章 推進体制	47
----------	----

指標一覧	49
------	----

資料編

第3次八街市男女共同参画計画策定経過	53
第3次八街市男女共同参画計画策定に関する基本方針	54
八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会名簿	59
八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要領	60
男女共同参画基本法	62
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	92
男女共同参画に関する国内外の動き	95
用語解説	99

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

八街市では、将来都市像を「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」と定め、その実現に向けて、男女が互いにその人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成18年3月に八街市男女共同参画計画を、平成28年3月に第2次八街市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。これにより、一定の前進が図られましたが、依然として、男女の地位平等感について、男性優遇と感じる人の割合が高く、「男性は仕事、女性は家庭・育児」という固定的な性別役割分担意識※も根強く存在しています。女性の人権侵害という点において、配偶者等からの暴力や性被害はドメスティック・ヴァイオレンス（DV）※として、女性に対する重大な人権侵害であり、児童虐待についてもDVと関係が深いことから、関係機関との連携により重点的に取り組む必要があります。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）に17の目標と、その目標に紐づく169のターゲットが設定されており、男女共同参画に関連するものとしては、目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とあり、ターゲットの1つとして「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」と掲げられていることから、本市の取組についてより一層の強化が求められます。

第2次八街市男女共同参画計画を策定してから6年が経ち、計画期間が終了すること、そして、令和元年度台風等震災の教訓から、防災分野での男女共同参画の更なる推進が求められていることから、計画を見直すことが必要となりました。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを施策に反映していくため第3次

八街市男女共同参画計画を策定します。

※ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

※ ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれます。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、八街市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
 - (2) この計画は、国の第5次男女共同参画基本計画、県の第5次千葉県男女共同参画計画及び八街市総合計画2015、その他本市の関連諸計画との整合性を図りながら、八街市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
 - (3) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけています。
 - (4) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づき、市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置づけています。
- なお、推進計画に該当する範囲は、「計画の体系」に明示しております。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じ

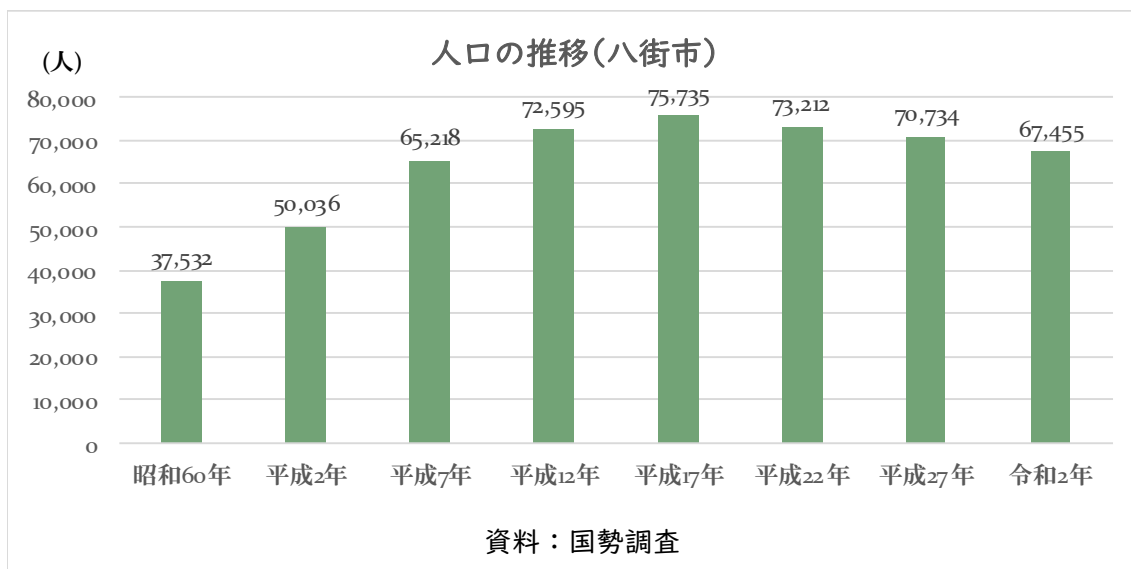
て計画の見直しを行うものとします。

4 男女共同参画を取り巻く八街市の状況

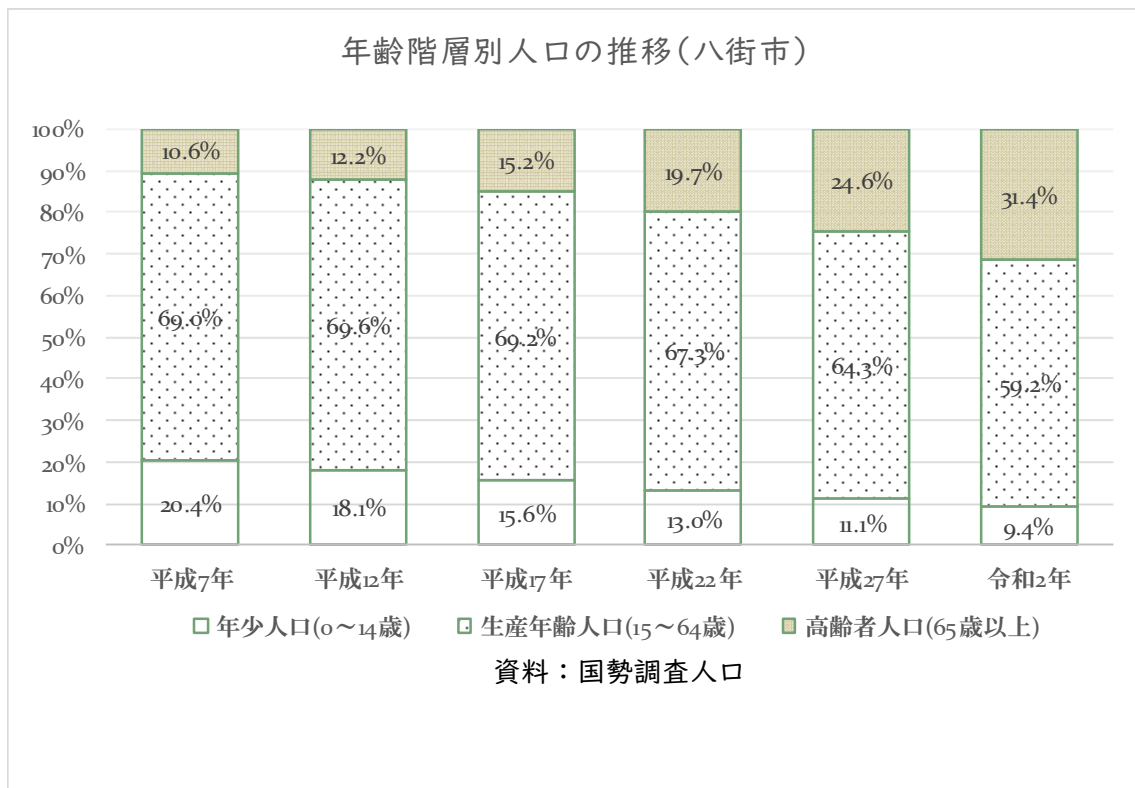
(1) 少子高齢化の進展

八街市の人口は、昭和50年代後半から人口が急激に増加し、平成2年の国勢調査では人口が5万人超となりました。

バブル期終了後も人口増加は続いていましたが、平成17年国勢調査人口の75,735人をピークに、平成22年国勢調査人口では73,212人となり初の減少に転じ、令和2年国勢調査人口も引き続いて減少して、67,455人となっています。



近年の八街市の高齢者人口(65歳以上の人口)の割合は上昇を続けており、令和2年では31.4%となり、市民のおよそ3人に1人は高齢者となっている状況です。高齢化が進むと、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くなります。そこで、介護・育児・就労等の多様な問題に対して男女が共に支え合い、また、地域全体で助け合う社会の実現が求められます。

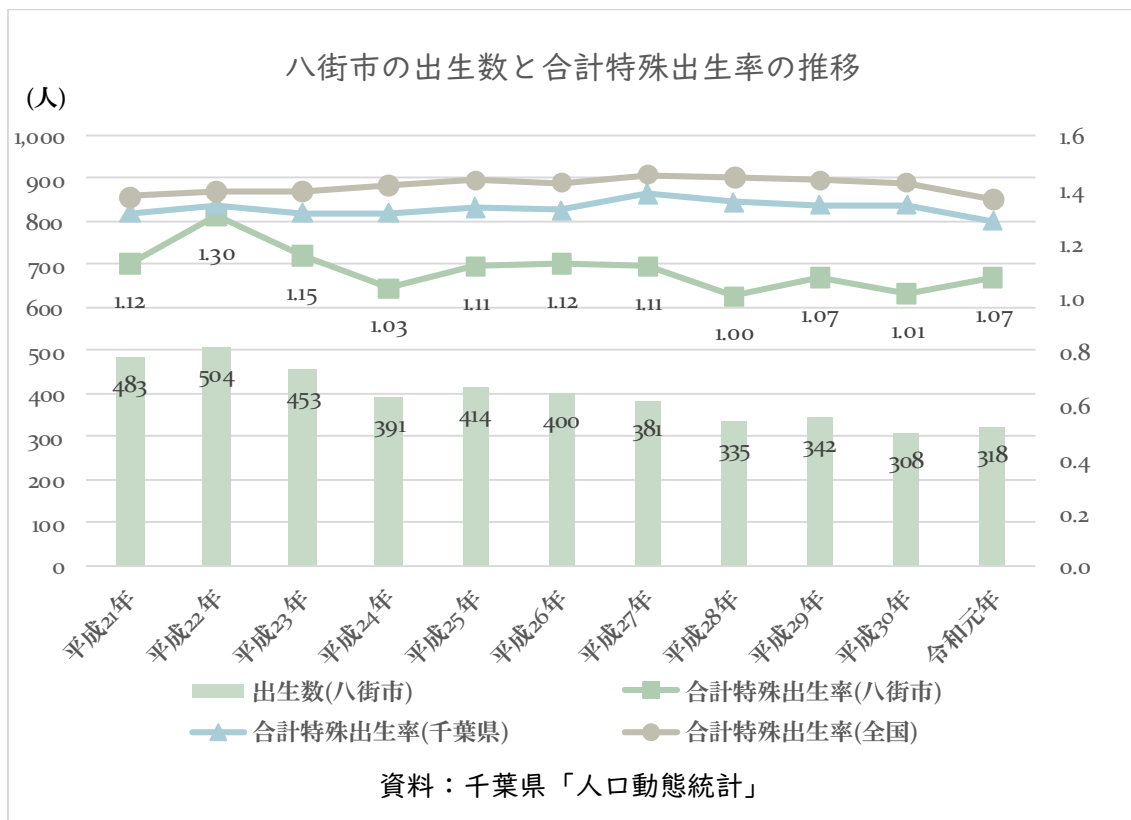


国の令和元年の合計特殊出生率※は1.36、県の令和元年の合計特殊出生率は1.28となっており、国・県ともに微増傾向にあったのが、近年は減少に転じています。八街市の令和元年の合計特殊出生率は1.07であることから、国や県よりも低い水準となっております。また、出生数は微増微減を繰り返しているものの全体としては減少傾向にあり、今後も少子化が進行することが予測されます。

働く女性にとって、出産・育児と仕事の両立が大きな課題であり、出産・育児と仕事の両立が可能となるように、子育て期において育児や仕事の負担軽減を図るため、家庭の理解・協力はもちろんのこと、地域の支援や保育支援や育児休業の取得推進等、社会全体での支援が求められます。

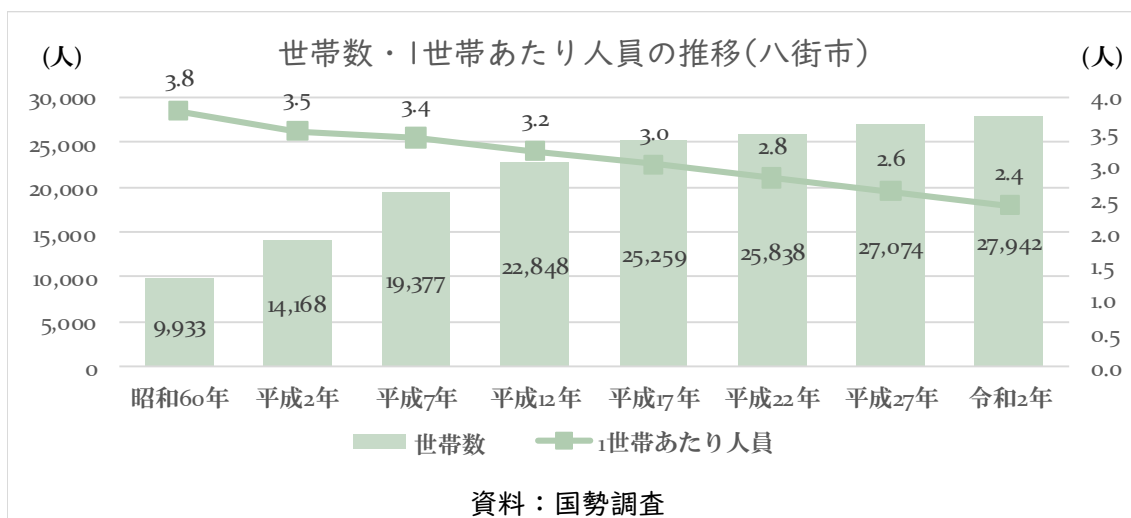
※ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。合計特殊出生率が2.08を下回ると、将来長期的には人口が減少する計算になります。



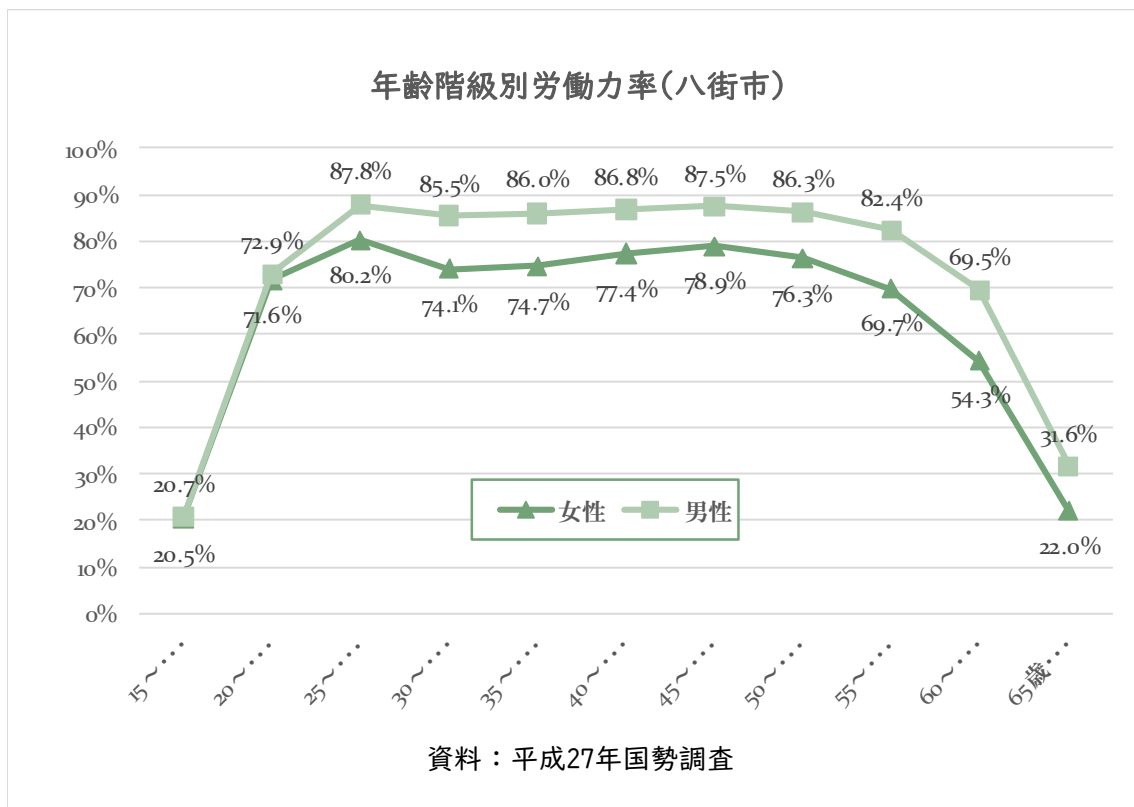
(2) 家族形態の変化

八街市の世帯数及び1世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は増加しており、また、1世帯あたりの人数は年々減少しています。その原因としては、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進行等が考えられます。



(3) 男女の労働の状況

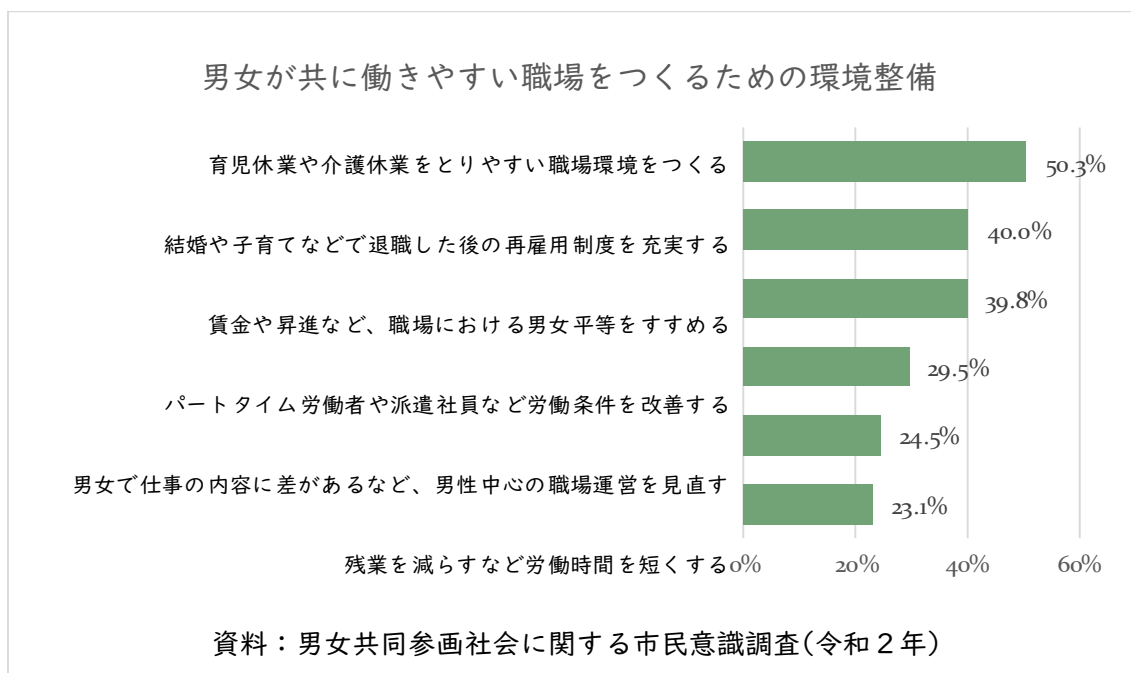
八街市の年齢階層別労働力率を男女別にみると、男性は20歳代後半から50歳代後半までで80%を越えており、大きな変化がないのと比較し、女性は、20歳代後半に上昇した後、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、40歳代再び上昇するM字カーブ※を描く傾向となっています。



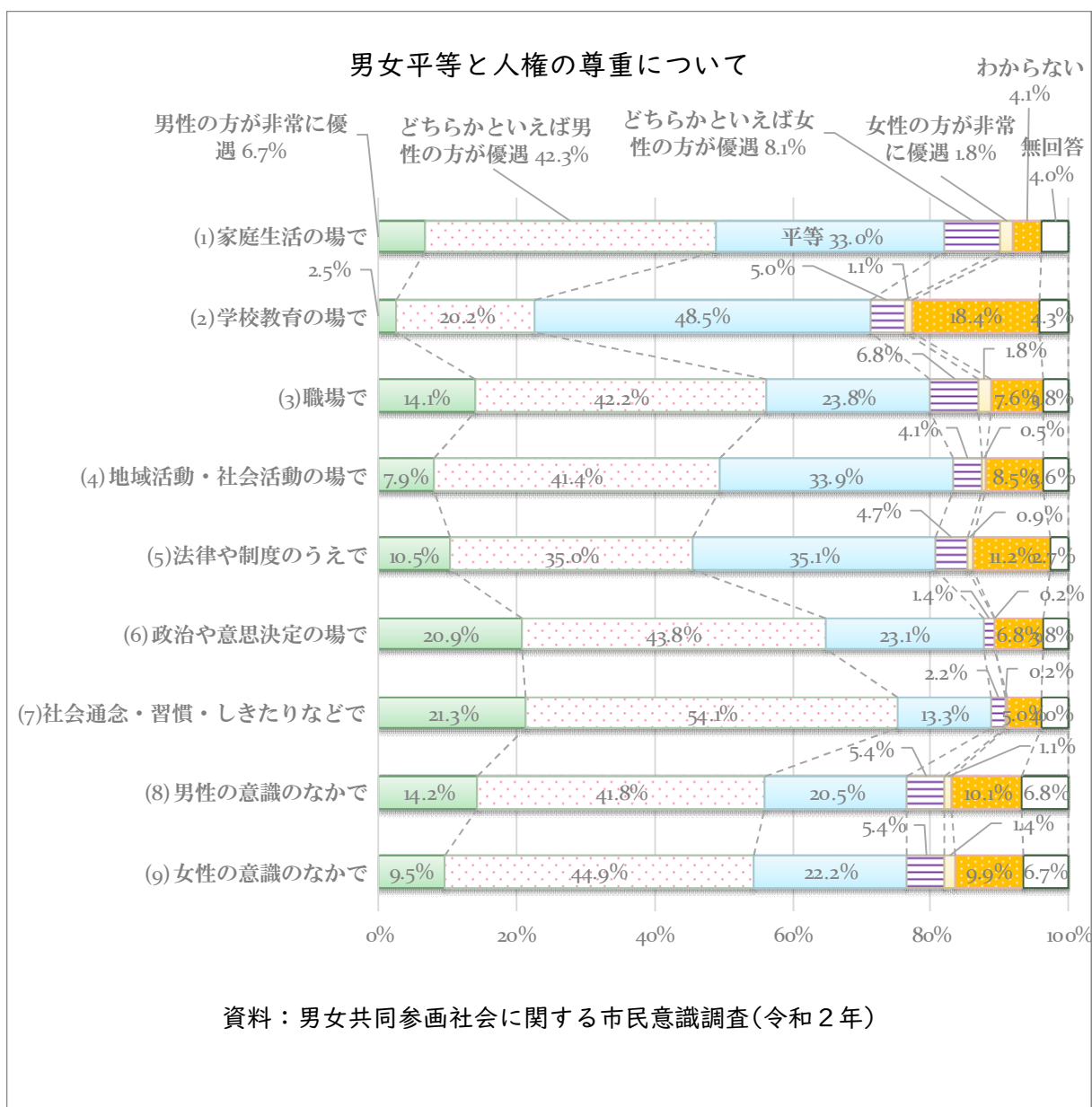
※ M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。

男女が共に働きやすい職場をつくるためには、「育児休業などをとりやすい職場環境」が最も多く 50.3%となっています。



男女の地位平等について、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が最も多い項目は、「社会通念・習慣・しきたりなどで」75.4%となっており、次いで、「政治や意思決定の場で」64.7%、「職場で」56.3%となっています。全体的に“男性優遇”の占める割合が多くなっています。

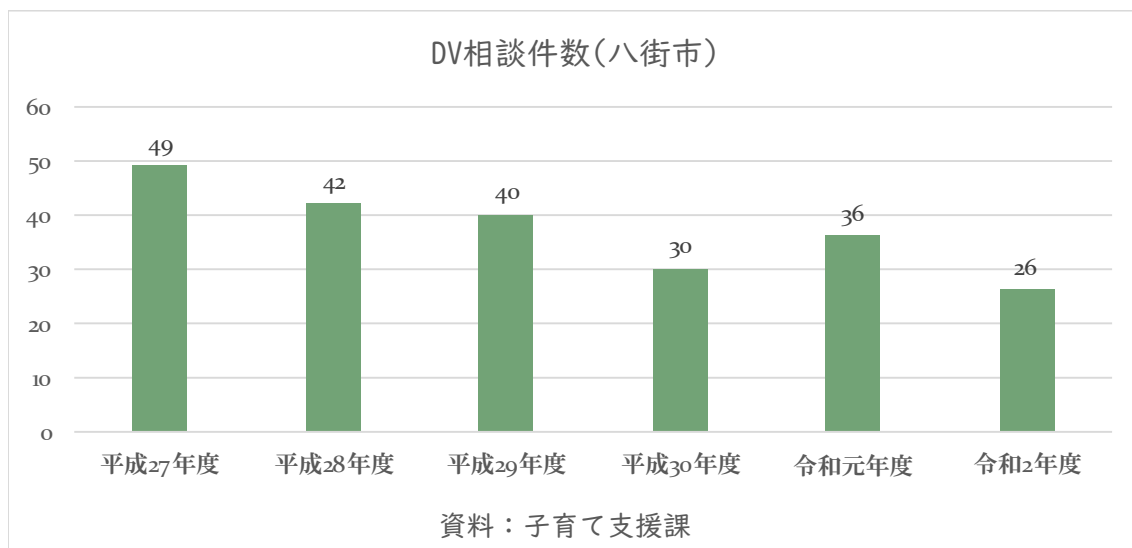


(4) DV相談件数の推移

八街市は、女性が抱えるあらゆる悩みに応じる相談事業として、平成26年4月より、婦人相談員による相談を開始し、DV等の女性の人権に関する相談に対応してきました。

DVの相談件数は毎年20件以上あり、依然として深刻な状況にあります。

DVは、未然に防ぐことが第一ですが、市が被害を受けた人の身近な相談窓口となり、安心して生活できるように支援する必要があります。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

2 計画の目標

基本理念を基に、更なる男女共同参画社会の実現に向けて、
「男女が互いを尊重し、一人ひとりが大切にされるまちの実現」
を本計画の目標とし、諸施策を推進します。

3 基本目標

この計画では、計画の目標の実現のために、次の基本目標を設定し、八街市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- ・基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進
 - 主要課題1 労働の場における男女共同参画の推進
 - 主要課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進
 - 主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- ・基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり
 - 主要課題4 あらゆる暴力の根絶
 - 主要課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備
 - 主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進
 - 主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進
- ・基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 主要課題8 男女共同参画の意識づくり
 - 主要課題9 一人ひとりを大切にする教育・学習の充実

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

すべての人々が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる社会づくりが必要です。多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は、十分とはいえません。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。

職場における制度上の環境については、徐々に改善されつつありますが、男性の長時間労働や女性の就労継続等、雇用条件や就業環境では、いまだに男女格差が解消されていません。就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりの推進が、とても重要となっています。

家庭生活では、今なお、家事や育児・介護等の多くを女性が担っています。このような固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性の就労継続や職場復帰の障害となるだけでなく、男性の家事・育児等の家庭への参加を困難にしています。

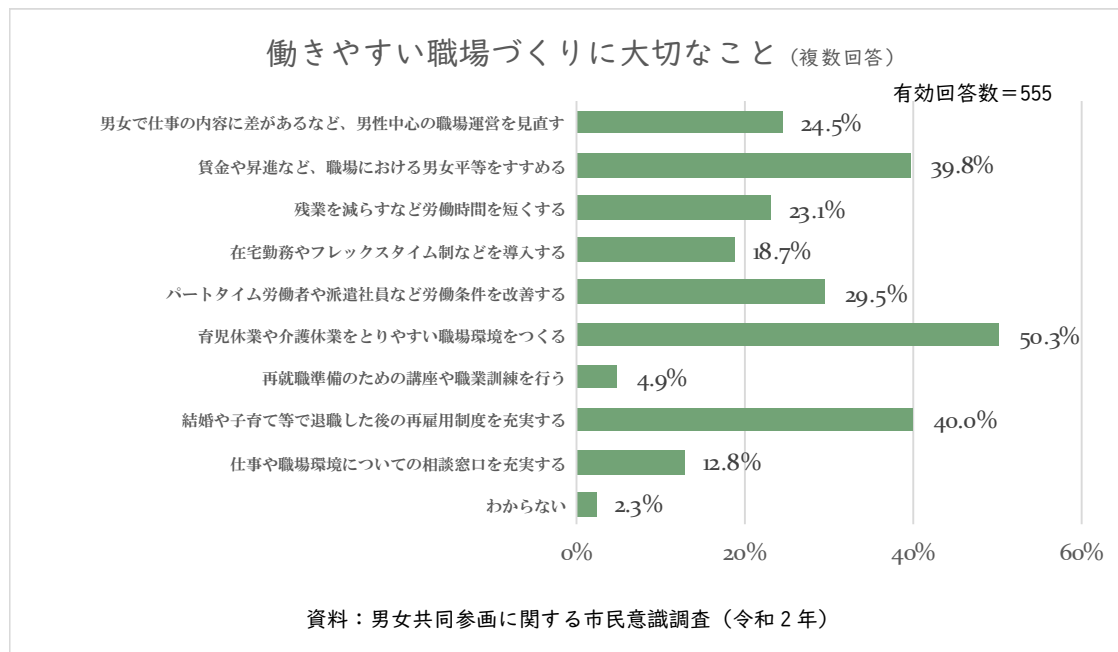
働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※、多様で柔軟な働き方、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が課題となっています。

そこで、あらゆる分野において、女性の活躍の機会を拡大し、男女共同参画を推進するとともに、男女がともに、仕事と生活の両立が図れるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。

※ アンコンシャス・バイアス
自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ、偏りをいいます。

※ ワーク・ライフ・バランス
「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家庭生活や地域活動等の「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることです。

第2章 計画の基本的な考え方



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日策定：内閣府

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

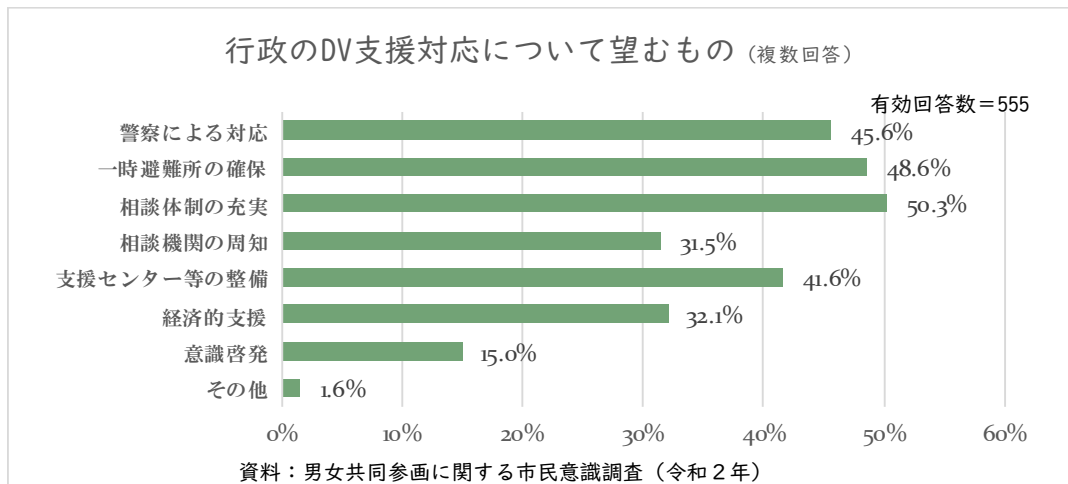
基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。また、高齢者や障がいを持つ人、外国人市民など様々な困難な状況に置かれている人の福祉を推進し、災害対策に係る委員や消防団等においても女性の参画を推進することで男女共同参画の視点から社会全体の防災・減災・災害対応力の強化を図り、あらゆる人々が社会を構成する一員として地域の中でいきいきと暮らせるようにすることが求められています。

また、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進します。

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは重要です。また、被害者が子ども・高齢者・障がい者等である場合は、これらの被害者の支援に当たっては、きめ細やかな対応が不可欠となり、とりわけ、パートナーからの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えます。こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の根絶に向けた取組と被害者への支援を強化していきます。

また、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めます。

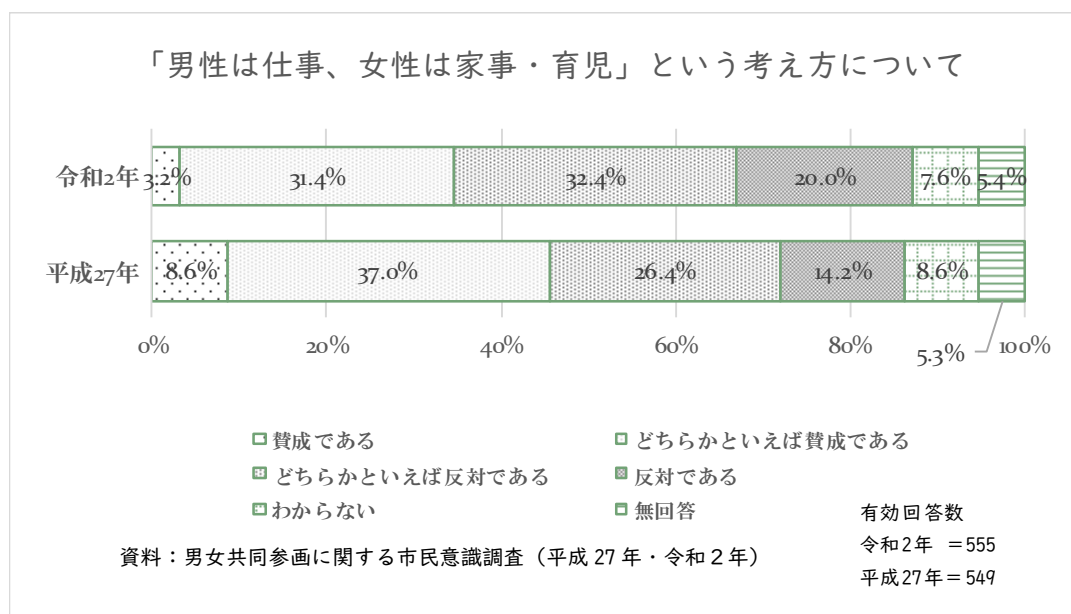


基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

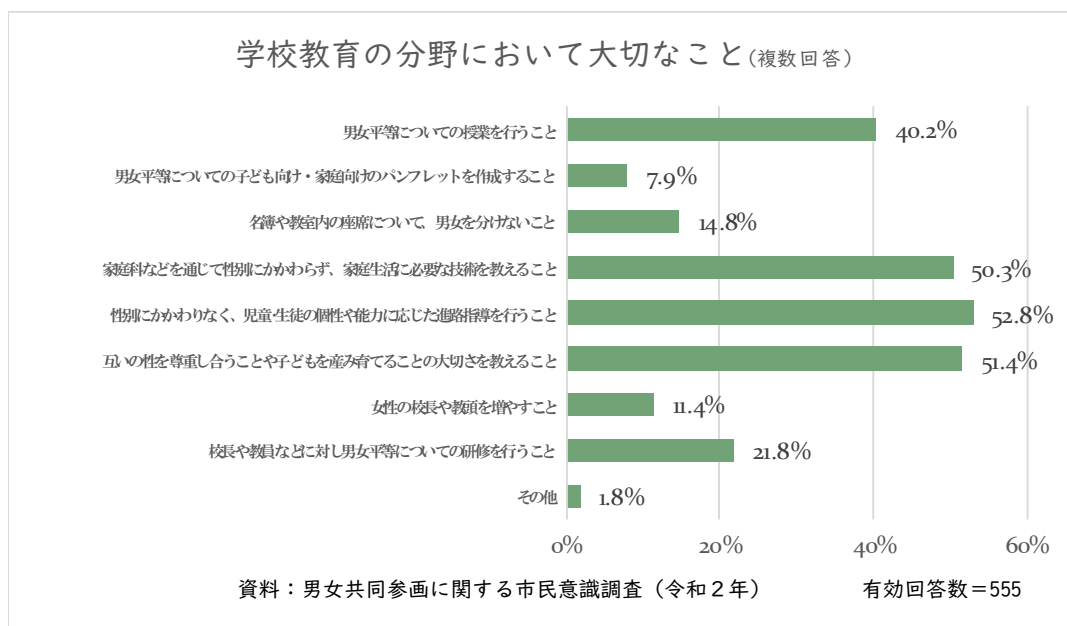
職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

また、社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女とも多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現には、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点にあった教育、学習の充実を図ることが重要です。

そこで、人権の尊重を基盤とした男女平等観の形成を推進するため、教育・学習及び広報・啓発活動の充実を図ります。

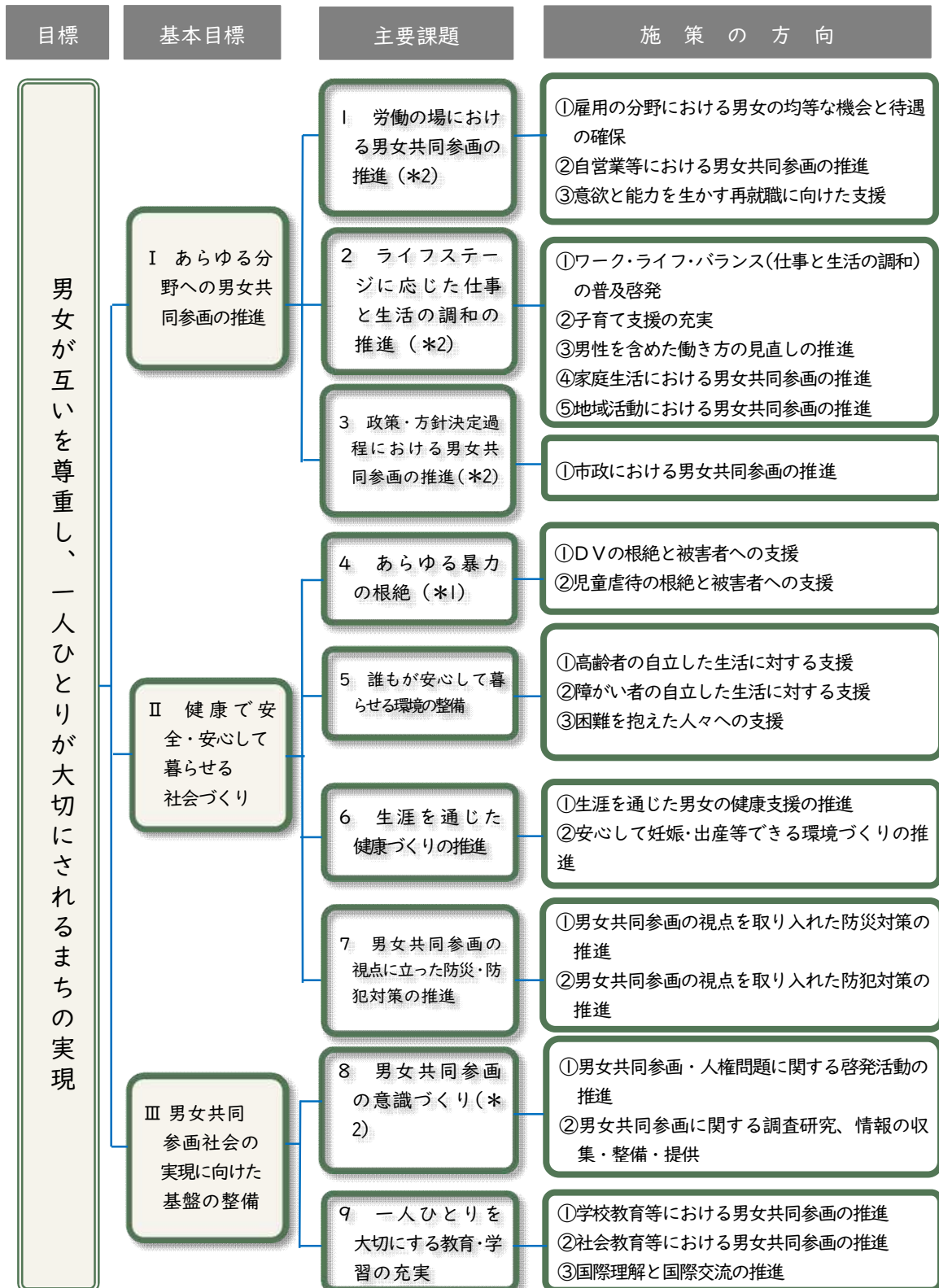


第2章 計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

4 計画の体系



＊1 DV防止法に基づく市町村推進計画に該当

＊2 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題Ⅰ 労働の場における男女共同参画の推進

◆現状と課題

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、極めて重要です。しかしながら、M字カーブ問題や、子育てや介護等の理由により就業を希望しながら求職していない女性が多くいます。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方、パートナーである男性の子育て・介護等への参画の実現が課題となっています。

社会的機運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及など職場環境の整備等、特に女性の母性が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境の整備を進めていくことが必要です。

また、性別を理由とする差別的取扱いや、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント※）等の根絶など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

※ マタニティハラスメント（通称マタハラ）

職場において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う（ひどい場合には、退職にまで至る）行為を指す言葉です。

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

◆施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

関係機関と連携し、市内事業所等の改善に向けた取組を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
1	男女雇用機会均等法※等の普及・啓発	リーフレット等の窓口への備え付けや、商工会議所を通じて各事業所等への普及・啓発を行います。	商工観光課
2	市内事業所への男女共同参画表彰制度の周知	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、市内事業所に周知を行います。	企画政策課

※ 男女雇用機会均等法

女性労働者が性別により差別されることがなく、また、女性労働者にとっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定しています。

◆施策の方向② 自営業等における男女共同参画の推進

自営業等に携わる女性が、家庭や仕事との両立することができ、また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするための取組を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
1	男女雇用機会均等法等の普及・啓発（再掲）	リーフレット等の窓口への備え付けや、商工会議所を通じて各事業所等への普及・啓発を行います。	商工観光課
3	女性認定農業者の推進	認定農業者制度の周知を行い、女性認定農業者数の増加を目指し、女性の経営参画を推進します。	農政課
4	農家での家族経営協定※の普及推進	経営方針や役割分担、就業環境等について家族間で取り決める「家族経営協定」の締結を推進し、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での農業経営を推進します。	農政課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
4	家族経営協定書の締結件数	60件	72件	農政課

※ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

◆施策の方向③ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

就労意欲を持つ女性などを支援するための施策を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
5	「ジョブ・ナビ・やちまた」による就業支援	女性や若者等の就労や再就職を支援するため、求人情報サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」により、情報提供を行います。	商工観光課
6	起業・創業に対する支援（八街市中小企業資金融資制度）	市内で、起業・創業しようとする市民に対して、資金融資等を行います。	商工観光課
7	母子家庭等就労自立促進事業	千葉公共職業安定所と協定を締結し、児童扶養手当受給者に対する就労支援を行います。	子育て支援課

主要課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

◆現状と課題

令和2年男女共同参画に関する市民意識調査によると、夫婦の家庭での役割について「妻が担当している」という回答が過半数を越えたものは、食事の用意（80.5%）、掃除・洗濯（75.9%）、食料品・日用品の買い物（54.6%）となっており、家事一般について女性が担当している傾向があります。一方、男性においては、長時間労働などを特徴とする働き方が依然として根付いております。

このような中で、男女がともに働き方・暮らし方・意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児等へ参画し、地域社会への貢献や自己啓発等あらゆる場面において活躍できる、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（いわゆる「育児・介護休業法」）が改正され、令和4年4月以降に段階的に施行されることとなりました。この改正では、男女とも仕事と育児を両立できるように、仕事との調整がしやすい柔軟な制度として「出生時育児休業（産後パパ育休）」の創設や育児休業を申出しやすい職場環境等の整備、個別周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれています。

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

◆施策の方向① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発

多様な働き方がある中で、一人ひとりが能力を十分に発揮することができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
8	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	広報やホームページを活用し、市民へワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。	企画政策課
9	市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業所に対して関係機関と連携し、啓発に努めます。	商工観光課
10	市役所の職場環境の整備	職員が、仕事と家庭生活を両立しやすい職場の雰囲気や環境の整備を各職場に働きかけます。	総務課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
8	広報誌を利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年1回以上	企画政策課
8	ホームページを利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年1回以上	企画政策課

◆施策の方向② 子育て支援の充実

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
11	多様な働き方を支援するための保育の充実	保育園における延長保育、産休明け保育、一時預かり事業の実施内容等の充実を図ります。	子育て支援課
12	保育園開放事業の充実	おやこの遊び・交流の場として、市内の各保育園で遊戯室と園庭を開放します。	子育て支援課
13	私立保育園施設整備事業の充実	待機児童を解消するため、私立保育園が行う施設整備に要する費用の一部を補助します。	子育て支援課

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
14	私立幼稚園における延長保育の推進	長時間預かりを行っている私立幼稚園に対し、運営費の補助等を行い、待機児童の解消を図り、安心して子育てできる体制を整備します。	子育て支援課
15	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実	親子の交流場所、育児情報の交換・相談の場所、遊ぶ場所を提供し、子育て親子を支援します。	子育て支援課
16	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行う人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
17	子育て支援の充実	妊娠中や子育て中の方の交流の場であるおやこサロン「ひまわり」の周知を図るとともに、子育て支援サポーターによる子育て等に関する相談、子育て関連情報の提供を行います。	子育て支援課
18	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の充実	保護者の就労等により、放課後に留守家庭となる児童の健全な育成を図るため、児童クラブを運営します。	子育て支援課
19	乳幼児に配慮した公共施設の整備	公共施設等において、幼い子どもを連れた方でも利用しやすいように、ベビーカーや授乳室を設置します。	財政課
20	子ども医療費の助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、子どもの保険診療分の医療費を助成します。	健康増進課
21	高校生等医療費の助成	高校生等の保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校生等の保険診療分の医療費を助成します。	健康増進課
22	母子歯科保健の推進	乳幼児を対象に、歯科健康診査の実施・指導を行います。	健康増進課
23	子どもの「食」教室の実施	子どもの食行動を家族全体で改善し、親子で「食」を通じたふれあいを築く支援を行います。	健康増進課
24	幼児健康診査の実施	身体発育及び精神発達面から総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導を行います。	健康増進課

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
25	予防接種の推進	感染症の発生及び重症化やまん延を予防し、公衆衛生の向上に寄与し、健康増進を図ります。	健康増進課
26	乳幼児と保護者のためのおはなし会の実施	絵本やわらべうたを通じて保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援します。	図書館

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
13	待機児童数（保育園）	31人	0人	子育て支援課
15	子育て支援センター数	3カ所	5カ所	子育て支援課
18	児童クラブ受入可能児童数	610人	現状維持を 目指します	子育て支援課
22	むし歯のない3歳児の割合	82.2%	85%以上	健康増進課
23	子どもの「食」教室受講者数の増加	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施 (令和元年度：11人)	定員の 80%以上	健康増進課
24	幼児健康診査受診率の向上	1歳6ヶ月 91.5% 3歳児 92.9%	95%	健康増進課
26	麻しん風しん混合予防接種の接種率	1期 92.6%	95%	健康増進課
26	乳幼児向けおはなし会参加者数	257人	400人	図書館

◆施策の方向③ 男性を含めた働き方の見直しの推進

男性の育児休業の取得促進など、男性を含めた働き方の見直しに努めます。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
27	市職場における男性職員の育児参加等の推進	育児休業や育児のための休暇、介護休暇等の制度周知に努め、職場及び職員の意識改革を進めます。	総務課
28	育児休業・介護制度の普及・啓発	育児休業・介護休業制度 [※] など、各種休暇制度の普及に努めます。	商工観光課

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

◇指標

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
27	男性職員の育児休業取得の状況	2 人	毎年度 1 人以上	総務課

※ 育児・介護休業法

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めています。これにより、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としています。

◆施策の方向④ 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために、家庭生活において男女共同参画についての理解の推進を図ります。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
29	講座教室等開催事業の充実	男女共同参画の視点に立った各種講座教室等の開催に努め、男女共同参画の視点に配慮し日程や内容の検討を行い、誰もが参加しやすい講座づくりを目指します。	中央公民館
30	家庭教育学級の充実	幼児、小・中学校の保護者を対象に、子供の成長に伴う理解や保護者の役割など、家庭教育の重要性を学ぶ学習機会の充実を図ります。	社会教育課
31	家庭教育講演会の開催	講演会を通じて、子育てや家庭・家族の役割について理解を深め、家庭教育の重要性を再認識するとともに、家庭の教育力の回復を図ります。	社会教育課

◇指標

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
29	各種公民館主催学習講座	年 6 講座	年 20 講座	中央公民館

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

◆施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の推進

男女ともに、様々な地域活動に積極的に参加することで、お互いに支え合い、一人ひとりが大切にされる社会を目指します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
32	NPO活動やボランティア活動に関する情報の提供	NPO、ボランティア活動等、市民活動の促進に関する情報提供に努めます。	市民協働推進課
33	まなびいガイドの充実	まなびいガイドを充実させて、老若男女がいつでもどこでも楽しく学び活動する生涯学習を推進します。	社会教育課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
33	まなびいガイド発行回数	年2回	年2回	社会教育課

主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

◆現状と課題

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会を実現するためには、とても重要です。

本市においても、女性の参画は様々な分野で進めてきていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、審議会の女性委員の比率は令和2年4月1日現在で21.5%であり、県内平均の27.8%と比べると低い状況となっています。

SDGsのターゲットの1つとして「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」とあり、また、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」には、これまでの取組を進めてもなお、女性の力が潜在化している現状を踏まえ、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大されます。

このような状況を踏まえ、多様な人材の能力活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大することが重要です。

第3章 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

◆施策の方向① 市政における男女共同参画の推進

審議会への女性の登用や市職員の女性管理職登用を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
34	審議会等への女性委員登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	企画政策課 関係各課
35	管理職への女性登用の推進	性別に関わりなく、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を推進します。	総務課
36	職員研修の充実	男女とも個々の能力開発を進め、行政の諸課題に対応できる人材の育成を図るため、職員研修を充実します。	総務課
37	市女性職員の活用・職域拡大の推進	女性職員を幅広いポストへの配置など、女性職員の活用・職域拡大等を促進します。	総務課
38	「八街市特定事業主行動計画」の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき「八街市特定事業主行動計画」を策定し、職場環境を整備します。	総務課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
34	審議会等の女性委員の割合	21.40%	25.00%	企画政策課 関係各課
34	女性委員のいない審議会等の数	11	5	企画政策課 関係各課
35	管理的地位にある職員(本庁)に占める女性職員(本庁)の割合	16.30%	増加を 目指します	総務課

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力の根絶

◆現状と課題

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女がおかれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVは、その多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートしたり、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。また、同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの成長に重大な影響を及ぼします。

DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上からも、最優先で取り組むべき課題です。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成など根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）をはじめとする関係法令の周知徹底及び厳正な執行に努めます。

なお、この主要課題8は、DV防止法第2条の3第3項に基づいた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画「市町村基本計画」として位置づけています。

◆施策の方向① DVの根絶と被害者への支援

DVを容認しない社会風土を醸成するための啓発を強化します。また、被害者の相談体制の充実や被害者に対する支援の拡充を図ります。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
39	DV防止に関する広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」などで、DV防止のための啓発活動や、広報によりDV被害者に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
40	DV被害者の生活支援	DV被害者が安定した生活を行えるよう、支援体制の整備や関係機関との連携を行います。	子育て支援課
41	DV相談体制の充実	研修等の参加により、婦人相談員等の資質向上をはかり、DV相談体制を充実します。	子育て支援課
42	緊急時における安全の確保	DV被害者の緊急時における安全を確保するため、関係機関との連携を図り、一時保護の支援を行います。	子育て支援課
43	住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー行為等の被害者支援措置の実施	DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、本人及びその家族についての住民基本台帳の閲覧・住民票及び戸籍の付票の写しの交付を制限します。	市民課
44	戸籍事務におけるDV及びストーカー行為等の被害者支援措置の実施	DV被害者等が届け出た戸籍法に基づく届出書類について、被害者からの申入書を届出書に添付して、管轄法務局や関係市町村に送致し、被害者の住所・電話番号などの連絡先などが覚知されないよう配慮します。	市民課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
39	広報掲載や啓発物の配布によるDV防止の啓発や、相談窓口の周知回数	年1回	年1回以上	子育て支援課
39	DVを受けたときに相談した方の割合(男女共同参画社会に関する市民意識調査)	24.30%	増加を目指します	子育て支援課
40	DVマニュアル	未作成	作成	子育て支援課

◆施策の方向② 児童虐待の根絶と被害者への支援

児童虐待を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害にあった子どもが必要な相談・支援を受けられる体制を整備します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
45	児童虐待対応に係る関係機関・団体との連携強化	児童虐待の早期発見や、各機関での適切な支援が行えるよう、関係機関の連携を強化します。	子育て支援課
46	児童虐待相談体制の充実	家庭児童相談員等が研修の参加により、多様な相談に適切に対応します。	子育て支援課
47	児童虐待防止に関する広報啓発	児童虐待防止月間などで、児童虐待防止に関する広報掲載や啓発物の配布を行います。	子育て支援課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
45	要保護児童等対策地域協議会の開催 代表者会議	年1回	年1回	子育て支援課
45	要保護児童等対策地域協議会の開催 実務者会議	年3回	年3回	子育て支援課
47	児童虐待防止に係る広報掲載及び 啓発物配布	年1回	年1回以上	子育て支援課

主要課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◆現状と課題

近年の八街市の高齢者人口(65歳以上の人口)の割合は上昇を続けており、令和2年国勢調査では31.4%となり、市民のおよそ3人に1人は高齢者です。

少子高齢化が進む中、高齢期の男女が社会参画の機会を持ち、自立し、生き活きと安心して暮らせる地域社会づくりや環境整備が必要となっています。高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者が社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

また、障がいのある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加していくためには、障がいのある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築し、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育てを、母親か父親のいずれかが全て担う必要があり、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

更に、外国人市民が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難な状況に置かれている場合があることに留意し、外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生施策を総合的に推進することが必要です。

◆施策の方向① 高齢者の自立した生活に対する支援

高齢者が、家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
48	高齢者の健康づくりの推進	各種健康診査、生活習慣病予防等の健康教育、健康相談等の充実のほか、運動教室等を実施します。	高齢者福祉課 健康増進課
49	高齢者福祉サービスの充実	緊急通報装置の貸与や、配食サービス、寝たきり高齢者等へのおむつ給付等、在宅高齢者へのサービス充実に努めます。	高齢者福祉課
50	介護保険事業の広報・啓発	介護保険事業についての広報・啓発活動を強化します。	高齢者福祉課
51	介護保険事業サービスの充実	介護保険事業における利用者ニーズの変化に対応したサービス供給体制の充実を図りながら、サービスの質の確保・向上を図ります。	高齢者福祉課
52	介護予防の推進	自立支援のため、身体機能の維持や重度化の防止を図り、生活機能を向上させるための介護予防を推進します。	高齢者福祉課
53	相談体制の整備	福祉や介護に関する相談に応じ、必要なサービスにつなげる支援を行います。	高齢者福祉課
54	高齢者の学習機会・情報の提供	千葉県生涯大学校の案内を行い、学習意欲のある高齢者の学習機会の場、情報を広く提供します。	高齢者福祉課
55	高齢者虐待防止対策の充実	虐待を受けた高齢者の相談に応じ、高齢者本人及び養護者に対し、支援を行います。	高齢者福祉課
56	高齢者生きがい対策事業の実施	高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、積極的に地域社会活動に参加できるように、各種スポーツ大会・芸能大会等の支援を行います。	高齢者福祉課
57	男女共同参画の視点に立った高齢者の学習機会・情報の提供	高齢者対象の学習機会等の情報を広く提供します。また、高齢者を対象とした講座を実施します。	中央公民館
58	高齢者への就労支援の充実	能力と経験を併せ持つ高齢者の就労機会の確保を図るため、シルバー人材センター等への活動を支援します。	商工観光課

第3章 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
59	ユニバーサルデザイン※の推進	誰もが安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた歩道や道路の整備を推進します。	道路河川課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
56	シニアクラブ加入者数	1,249人	1,704人	高齢者福祉課
57	生きがい短期大学	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施 (令和元年度：33講座)	34講座	中央公民館

※ ユニバーサルデザイン
すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのことです。

◆施策の方向② 障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者が、家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
60	障がい者自立支援給付事業の実施	関係機関と連携し、利用者の希望を考慮し、介護給付等のサービスを提供します。	障がい福祉課
61	障がいのある人への就労支援の充実	福祉的就労の場の提供や関係機関と連携を図り、一般企業への雇用の啓発を推進します。	障がい福祉課
62	成年後見人申立事業の実施	障がい者本人の意思を尊重し、地域で安心して暮らせるよう保護し、支援します。	障がい福祉課
63	福祉の生活環境の整備	安心して地域で生活ができるよう住宅の改修や確保、外出しやすい生活環境が整備できるよう支援します。	障がい福祉課
64	こころの健康相談の充実	こころの悩みや不安について、専門スタッフが相談に応じます。	障がい福祉課

第3章 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

◆施策の方向③ 困難を抱えた人々への支援

外国人市民やひとり親世帯等の実情に応じ、様々な支援を行います。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
65	在住外国人への情報提供	くらしの便利帳の外国版の作成、ホームページの外国語表記など、外国人への情報提供の充実に努めます。	秘書広報課
66	ごみカレンダー多言語版の配布	ごみカレンダーの日本語表記以外のものを作成し、配布します。	クリーン推進課
67	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の実施	母子・父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立を応援するために、貸付の相談を実施します。	子育て支援課
68	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭・父子家庭等に健康保険が適用となる医療費や調剤費を助成します。	子育て支援課
69	母子家庭等自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の父母の自立を支援するため、当該父母が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講した際の費用の一部を助成します。	子育て支援課
70	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
71	ひとり親家庭の保育所・児童クラブへの入所の配慮	ひとり親家庭の親が就業等を安心して行えるように、保育所・児童クラブへの優先入所に配慮します。	子育て支援課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
65	ホームページ・くらしの便利帳の外国語表記	ホームページ：達成 くらしの便利帳：未達成	くらしの便利帳を発行する際に検討	秘書 広報課

主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進

◆現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進することが必要です。

第3章 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

◆施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の推進

男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
72	各種検診の実施	男女の健康づくりに向けて、成人の検診を実施します。	健康増進課
73	健康手帳の交付	市民の健康意識を高め、保健事業相互間の情報交換に役立てるために、40歳以上の方に健康手帳を配付します。	健康増進課
74	健康相談・街の健康相談室の実施	心身の健康に関する相談に応じ、指導を行います。また、食生活を見直し、測定や相談を行います。	健康増進課
75	各種健康教育の充実	生活習慣病についての理解を深め、日常生活での改善を図り、生活習慣病を予防し、健康の保持増進を図ります。	健康増進課
76	訪問指導・在宅訪問歯科診療の実施	訪問による保健指導や歯科診療が必要な方に対して、個々のケースに応じた指導等を行います。	健康増進課
77	保健推進員活動の充実	各種検診等の普及・推進や健康保持増進に必要な知識・技術の普及のため、伝達講習会等を実施します。	健康増進課
78	性差医療※に関する情報の収集・提供	女性と男性の身体の仕組みの違いを考慮して行う性差医療について、相談や情報の収集・提供を行います。	健康増進課
79	自殺対策の推進	自殺死亡者率の減少を目指して、健康相談や情報提供を行います。	健康増進課
80	薬物乱用防止対策の推進	健康に重大な影響を及ぼす薬物の乱用防止のため、啓発活動を通じ、市民の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。	健康増進課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
72	成人検(健)診平均受診率	25%	増加を目指します	健康増進課
73~76	疾病予防に関する相談・教室等の参加者数	228人	500人	健康増進課

第3章 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
77	保健推進員による伝達講習会・健康増進課事業における伝達活動参加者数	49 人	1,200 人	健康増進課
79	自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口 10 万人当たりの自殺者数)	13.20%	減少を 目指します	健康増進課

※ 性差医療（Gender specific medicine：GSM）

性差医療とは、男女の様々な差異により発生する疾患や病気の差異を念頭に置いて行う医療のことです。

◆施策の方向② 安心して妊娠・出産等できる環境づくりの推進

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心・安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産等の支援体制を構築します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
81	妊産婦・新生児訪問、 こんにちは赤ちゃん 訪問の実施	妊産婦・新生児・乳児に訪問指導を行い、 新生児や乳幼児の健全育成を図り、養育 者の育児不安の解消に努め、安心して子 育てができるように支援します。	健康増進課
82	妊娠届出・母子健康手 帳の交付	妊娠から出生及び6歳までの乳幼児の 健康状態や健診結果、予防接種状況を記 録し、健康管理の推進を図ります。	健康増進課
83	母親学級「ママになろ う！ハッピールーム」 の実施	妊婦、パートナーや家族を対象に、妊 娠・出産・育児に対しての正しい知識を 普及し、子育てに対する不安解消と家族 の育児協力体制を作ります。	健康増進課
84	産後ケア事業	出産後の母子の心身の回復と安定を促 進し、母親の育児不安の解消とセルフケ ア能力を育むことで母子とその家族が 安心して子育てができるように支援し ます。	健康増進課
85	はちみつ ROOM	地域での孤立化を予防し、子育て世帯の 育児を支援するため、安心感を醸成する ことのできる場・気分転換できる場を提 供します。	健康増進課

◇指標

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
81	妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問率の向上	97.60%	99%	健康増進課
83	母親学級の募集数に対しての参加者数	77.50%	100%	健康増進課

主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

◆現状と課題

災害は、地震・津波・風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。自然要因をコントロールすることはできませんが、災害を小さくするためには社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となります。

東日本大震災以降も令和元年度の台風や集中豪雨等激しい自然災害が発生している中で、男女共同参画の視点を踏まえることが重要であり、男女のニーズの違い等に配慮できるよう様々な意思決定過程への女性の参画が求められます。特に災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災を円滑に進める基盤となります。

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復をはかる「減災」の考え方を基本理念とし、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災に係る意思決定の場における女性の参画が重要です。

また、犯罪により不当に人権が侵害されることがあってはなりません。男女の性差に関わらず、全ての個人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくため、男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進していく必要があります。

避難所や災害ボランティア活動の場においても、男女の違いや子育て家庭等のニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されない場合や女性や子どもが暴力被害に遭う場合もあることを踏まえ、未然防止として男女双方の視点に立ったルールづくりが必要となっています。

第3章 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

◆施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災に係る意思決定の場における女性の参画を推進します。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え・避難所運営等を実施します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
86	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくり	地域防災計画が、十分に女性の視点を盛り込んだ計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	防災課
87	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルづくり	避難所運営マニュアルについて、必要に応じて見直しを行います。	防災課
88	男女共同参画の視点を取り入れた防災用品の整備(備蓄倉庫)	市が備蓄する防災用品について、必要となる品目が整備されているかを女性の視点から点検し、必要に応じ整備を行います。	防災課
89	女性消防団員の推進	女性消防団を増やし、防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進を図ります。	防災課
90	自主防災組織の育成	各自治会等において、防災意識を持ち、自主的に活動できるように講話を開催します。	防災課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
87	避難所運営マニュアルの見直し	実施	実施	防災課
90	自主防災組織の結成数(累計)	15団体	16団体	防災課

◆施策の方向② 男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
91	防犯パトロール活動の推進	新たな防犯パトロール隊の結成に向けた支援体制を整えます。 また、移動交番の設置、青色パトロールカーによる防犯パトロール等により防犯体制を強化します。	防災課
92	防犯カメラ設置の推進	市内に防犯カメラを設置し、市民を見守るとともに街頭犯罪の抑止効果を高めます。	防災課
93	LED 防犯灯の設置	市内全域における防犯対策として、防犯灯を設置します。	防災課
94	防犯情報の提供	犯罪被害に遭わないよう注意喚起するため、犯罪被害発生情報や不審者情報など、正確な情報を迅速に提供します。	防災課
95	交通安全活動の推進	交通安全団体を支援し、協働して、街頭啓発などの交通安全活動を実施します。 広報、メール配信等の媒体を活用した交通安全に係る情報提供を行います。	防災課
96	子ども110番の家支援事業の充実	地域で子どもを守る「子ども110番の家」活動を支援し、協力家庭の増加や周知を行います。	社会教育課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
93	LED防犯灯の設置数	6400	6700	防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題8 男女共同参画の意識づくり

◆現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。しかしながら、人々の意識や慣習の中には、根強く固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しています。また、表立って性別の区分を設けていないものであっても、性別を理由に自由な活動を選択しにくくしていたり、男女の扱いが不平等なものになっていたりする場合があります。

全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画の意識づくりが必要です。

男女共同参画社会を実現していく上で、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

第3章 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

◆施策の方向① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

男女共同参画の理解と意識づくりに向けた、広報・啓発活動を推進します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
97	広報、ホームページ等による男女共同参画の啓発	広報、ホームページを活用し、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	企画政策課
98	人権尊重についての広報・啓発	広報による人権週間の周知や人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。また、人権相談の周知を図ります。	総務課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
97	広報等による男女共同参画の啓発	年4回	年4回以上	企画政策課
97	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合 (男女共同参画社会に関する市民意識調査)	52.40%	55.00%	企画政策課

◆施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

市民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を把握するための調査研究及び男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
99	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識や課題を把握するため、市民意識調査を実施します。	企画政策課
100	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識や課題を把握するため、市民意識調査を実施します。	企画政策課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
99	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に1回	現計画中に1回以上	企画政策課
100	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に1回	現計画中に1回以上	企画政策課

主要課題9 一人ひとりを大切にする教育・学習の充実

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが、教育・学習です。令和2年男女共同参画に関する市民意識調査によると、学校教育の場での男女平等意識に関して、「平等」と感じる人の割合が約5割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっています。より一層の男女共同参画についての理解を深めるためには、学校・家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

第3章 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

◆施策の方向① 学校教育等における男女共同参画の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、男女共同参画や人権尊重の理念を身につける学習環境を整備します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
101	教育相談の充実	充実した学校生活や学習支援を実現し、より開かれた学校づくりを推進していくために、カウンセラーによる相談体制の充実を図ります。	学校教育課
102	教職員研修の充実	男女共同参画や人権教育に関する研修を充実し、教職員の育成と、学校教育の充実に努めます。	学校教育課
103	適切な性教育の実施	小・中学生に対して、性教育の授業の実施、講演会の実施等により、発達段階に応じた適切な性教育指導を行います。	学校教育課
104	薬物乱用防止対策の推進	小・中学生に対して、健全育成講話や授業の中で薬物乱用防止について指導します。また、教職員への研修も充実します。	学校教育課
105	学校における男女平等教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業を行います。	学校教育課
106	家庭教育相談事業	家庭教育相談員が、乳幼児教育に関することや、学校生活・交友関係の心配ごとに関する相談を実施します。	社会教育課
107	思春期健康教育事業	小・中学生男女を対象に、命の大切さ、性感染症や二次性徴に関する正しい知識を身につけ、お互いの性の理解を深め、望ましい性行動について理解を促します。	健康増進課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
102	学校人権教育研修会	年1回	年1回	学校教育課
104	薬物乱用防止についての児童・生徒・職員への研修	年4回	年4回	学校教育課
107	思春期保健講演会	年1回	年1回(市内小中学校全校各1回)	健康増進課

第3章 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

◆施策の方向② 社会教育等における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために、社会教育等において男女共同参画についての理解の推進を図ります。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
108	社会教育振興大会の開催	青少年や成人を対象とした組織的な教育活動である社会教育活動に取り組んでいる人や市民が集う場として、社会教育功労者の表彰・成果の発表・講演を行います。	社会教育課
109	輝く女性の研修会	市民(女性)が元気になる講演会を開催し、明るい街づくりを目指します。	社会教育課

◆施策の方向③ 国際理解と国際交流の推進

市内の外国住民人口総数は、令和3年3月末現在で約2,600人と数多くの外国人が住んでいます。国際化が更に進展する中で、市内に暮らす外国人が安心して生活できる地域社会づくりを目指します。

事業NO.	事業名	事業内容	担当課
65	在住外国人への情報提供（再掲）	くらしの便利帳の外国版の作成、ホームページの外国語表記など、外国人への情報提供の充実に努めます。	秘書広報課
110	国際理解の推進	国際関係団体と連携して、市民の国際感覚の醸成を促します。	企画政策課

◇指標

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
65	ホームページ・くらしの便利帳の外国語表記（再掲）	ホームページ：達成 くらしの便利帳：未達成	くらしの便利帳を発行する際に検討	秘書 広報課

第4章 推進体制

本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するためには、市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのために、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関間で連携することができるよう、推進体制の整備及び強化に向けた支援の充実やP D C A マネジメントサイクルの考えに基づいた進行管理が必要です。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組み、市民、事業所、教育関係者等と連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

庁内各課と連携し、計画の進行管理をします。また、市職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。

(2) 市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会づくりに協力することをその役割とします。

(3) 国、県との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。

千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを推進します。

(4) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所等は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努め、また、市が行う男女共同参画推進の施策に協力することをその役割とします。

(5) 教育関係者の役割

教育を行う過程において、基本理念に配慮する必要があります。

(6) 計画の適正な進行管理

施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行い、適正な進行管理に努めます。

指標一覧

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進

事業NO.	指標名	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)	担当課
4	家族経営協定書の締結件数	60件	72件	農政課
8	広報誌を利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年1回以上	企画政策課
8	ホームページを利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年1回以上	企画政策課
13	待機児童数（保育園）	31人	0人	子育て支援課
15	子育て支援センター数	3カ所	5カ所	子育て支援課
18	児童クラブ受入可能児童数	610人	現状維持を 目指します	子育て支援課
22	むし歯のない3歳児の割合	82.2%	85%以上	健康増進課
23	子どもの「食」教室受講者数の増加	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施 (令和元年度：11人)	定員の 80%以上	健康増進課
24	幼児健康診査受診率の向上	1歳6ヶ月 91.5% 3歳児 92.9%	95%	健康増進課
26	麻しん風しん混合予防接種の接種率	1期 92.6%	95%	健康増進課
26	乳幼児向けおはなし会参加者数	257人	400人	図書館
27	男性職員の育児休業取得の状況	2人	毎年度1人以上	総務課
29	各種公民館主催学習講座	年6講座	年20講座	中央公民館
33	まなびいガイド発行回数	年2回	年2回	社会教育課
34	審議会等の女性委員の割合	21.40%	25.00%	企画政策課 関係各課
34	女性委員のいない審議会等の数	11	5	企画政策課 関係各課
35	管理的地位にある職員(本庁)に 占める女性職員(本庁)の割合	16.30%	増加を 目指します	総務課

指標一覧

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心して暮らせる社会づくり

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
39	広報掲載や啓発物の配布による DV 防止の啓発や、相談窓口の周知回数	年 1 回	年 1 回以上	子育て支援課
39	DV を受けたときに相談した方の割合（男女共同参画社会に関する市民意識調査）	24.30%	増加を目指します	子育て支援課
40	DV マニュアル	未作成	作成	子育て支援課
45	要保護児童等対策地域協議会の開催代表者会議	年 1 回	年 1 回	子育て支援課
45	要保護児童等対策地域協議会の開催実務者会議	年 3 回	年 3 回	子育て支援課
47	児童虐待防止に係る広報掲載及び啓発物配布	年 1 回	年 1 回以上	子育て支援課
56	シニアクラブ加入者数	1,249 人	1,704 人	高齢者福祉課
57	生きがい短期大学	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施（令和元年度：33 講座）	34 講座	中央公民館
65	ホームページ・くらしの便利帳の外国語表記	ホームページ：達成 くらしの便利帳：未達成	くらしの便利帳を発行する際に検討	秘書広報課
72	成人検(健)診平均受診率	25%	増加を目指します	健康増進課
73 ～ 76	疾病予防に関する相談・教室等の参加者数	228 人	500 人	健康増進課
77	保健推進員による伝達講習会・健康増進事業における伝達活動参加者数	49 人	1,200 人	健康増進課
79	自殺死亡率 （人口動態統計に基づく人口 10 万人当たりの自殺者数）	13.20%	減少を目指します	健康増進課
81	妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問率の向上	97.60%	99%	健康増進課
83	母親学級の募集数に対しての参加者数	77.50%	100%	健康増進課
87	避難所運営マニュアルの見直し	実施	実施	防災課

指標一覧

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
90	自主防犯組織の結成数(累計)	15 団体	16 団体	防災課
93	L E D防犯灯の設置数	6400	6700	防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

事業NO.	指 標 名	現状値(R3 年度)	目標値(R8 年度)	担当課
97	広報等による男女共同参画の啓発	年 4 回	年 4 回以上	企画 政策課
97	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合 (男女共同参画社会に関する市民意識調査)	52.40%	55.00%	企画 政策課
99	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に 1 回	現計画中に 1 回以上	企画 政策課
100	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に 1 回	現計画中に 1 回以上	企画 政策課
102	学校人権教育研修会	年 1 回	年 1 回	学校 教育課
104	薬物乱用防止についての児童・生徒・職員への研修	年 4 回	年 4 回	学校 教育課
107	思春期保健講演会	年 1 回	年 1 回(市内小中学校全校各 1 回)	健康 増進課

資 料 編

第3次八街市男女共同参画計画策定経過

時 期	会 議 名 等 ・ 内 容
令和2年8月	男女共同参画社会に関する市民意識調査
令和2年9月	男女共同参画社会に関する職員意識調査
令和3年7月9日(金)	第1回 八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会及び 策定委員会合同会議(書面開催) ・次期男女共同参画計画のスケジュールについて ・次期男女共同参画計画の基本的な考えについて
令和3年7月13日(火)	第1回 八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・次期男女共同参画計画のスケジュールについて ・次期男女共同参画計画の基本的な考えについて ・市民及び職員意識調査の結果報告について
令和3年 月 日()	第2回 八街市男女共同参画計画策定本部策定委員会 ・重点課題意見交換及び素案提示
令和3年 月 日()	第2回 八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会 ・重点課題意見交換及び素案提示
令和3年 月 日()	第2回 八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・重点課題意見交換及び素案提示
令和3年 月 日() ～令和3年 月 日()	パブリックコメント手続き実施
令和3年 月 日()	第3回 八街市男女共同参画計画策定本部策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・最終案の提示
令和3年 月 日()	第3回 八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会 ・パブリックコメントの結果報告 ・最終案の提示
令和3年 月 日()	第3回 八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・パブリックコメントの結果報告 ・最終案の提示
令和3年 月 日()	八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会から市長へ提案書の提出
令和3年 月 日()	全員協議会にて市議会議員より意見聴取
令和3年 月 日()	庁議承認
令和3年 月 日()	第2次八街市男女共同参画計画策定

第 3 次 八 街 市 男 女 共 同 参 画 計 画

策 定 方 針

令和 2 年 5 月

1 計画策定の目的

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、平成28年度から令和3年度までを計画期間とする「第2次八街市男女共同参画計画（以下「第2次計画」といいます。）」を策定しており、「男女が互いを尊重し、一人ひとりが大切にされるまちの実現」を第2次計画の目標とし、諸施策を推進しています。

そして、第2次計画の計画期間が令和3年度末をもって終了することから、第2次計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、基本理念等を踏襲して施策等の深化・充実を図りながら、男女共同参画社会を実現するための計画として、新たに令和4年度から5年間を計画期間とする「第3次八街市男女共同参画計画（以下「第3次計画」といいます。）」を策定します。

また、第3次計画においても、第2次計画に引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「DV防止法」）」における市町村基本計画に位置づけるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置づけるものとします。

2 計画の名称

「（仮称）第3次八街市男女共同参画計画」

3 計画の期間

令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間を計画期間とします。

4 策定体制

（1）市民参画

市民との協働によるまちづくりを推進し、より効果的な計画とするため、広く市民等の意見が反映できるよう、次に掲げる方策のほか様々な手法により意見聴取を行います。

◇市民意識調査（無作為抽出によるアンケート調査）

市民（2,000人）を対象として、調査項目による経年変化の把握のほか、男女共同参画に対する市民の意識調査を行います。

◇市職員意識調査

市職員を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施します。

◇パブリックコメント

第3次男女共同参画計画の計画案を公開し、市民から意見を募り、寄せられた意見を公表するとともに、計画の策定に活用します。

◇（仮称）男女共同参画推進懇話会

男女共同参画に関する施策の計画策定などの意見をいただくため、学識経験者や市民団体で構成する「（仮称）男女共同参画推進懇話会」を開催します。

（2）庁内検討体制

第3次計画の策定に当たっては、策定本部会（部課長級）及び策定委員会（課担当）からなる策定本部を設置し、素案及び計画案を策定します。

（3）市議会との情報共有

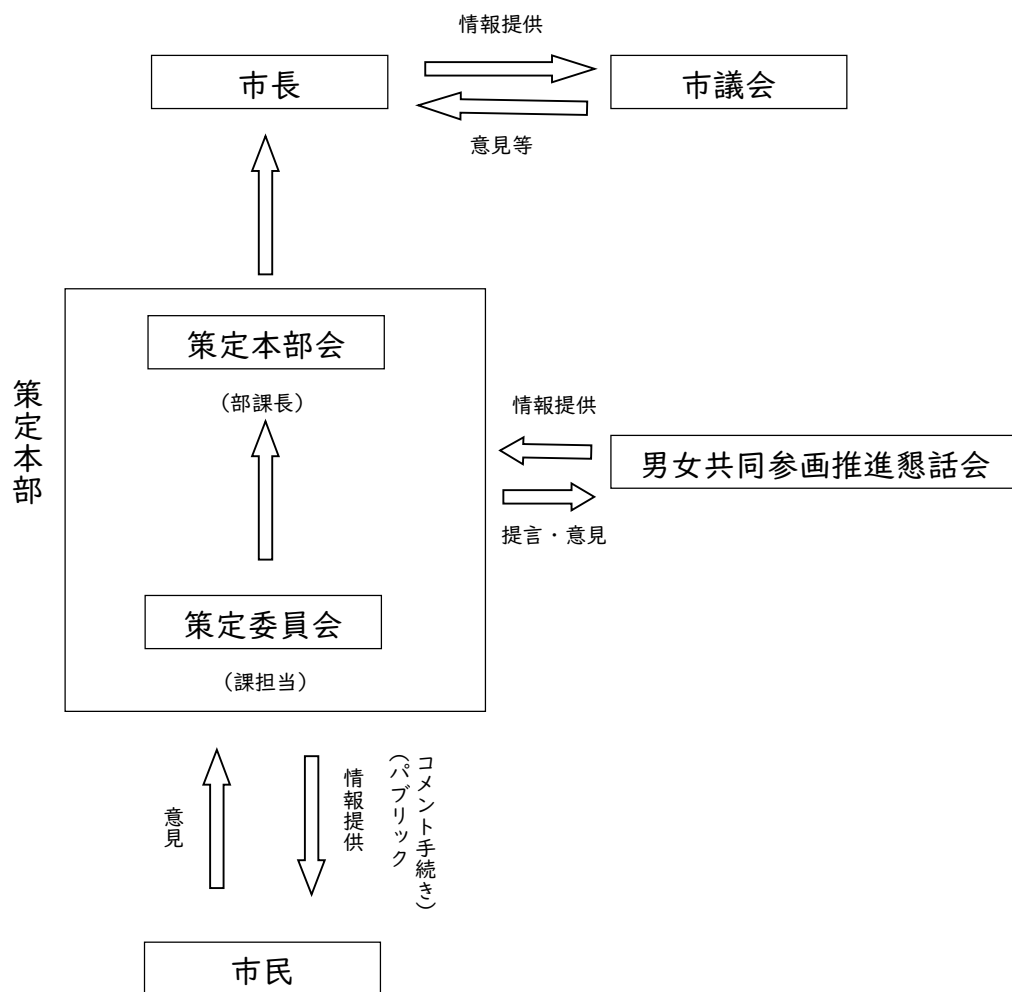
第3次計画の策定に当たっては、策定状況等を全員協議会等で報告し、意見を伺うなど、情報共有を図りながら進めていきます。

5 策定スケジュール

第3次計画計画は、別紙「第3次男女共同参画計画策定スケジュール」に沿って、令和3年度中に策定します。

なお、スケジュールについては、適切な進行管理のもと、必要な調整を行います。

男女共同参画計画策定体制のイメージ図



第3次男女共同参画計画策定スケジュール

年 月	内 容
令和2年5月	策定方針の決定 策定本部の設置
6月	第1回策定本部会の開催
7月	市民意識調査の実施 市職員意識調査の実施
3月	第2回策定本部会の開催
令和3年5月	懇話会の設置
6月	懇話会委員の募集・委嘱
7月	第3回策定本部会の開催 第1回懇話会の開催
10月	第4回策定本部会の開催 第2回懇話会の開催 計画案の作成
11月	パブリック・コメント手続きの実施
1月	第5回策定本部会の開催 第3回懇話会の開催 懇話会からの提案書の提出
3月	計画の策定

*そのほか必要に応じて市民意見の聴取に係る施策を実施します。

八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会名簿

(◎：委員長、○：副委員長)

	委員氏名	所 属 等
1	鈴木 美佐子	八街市連合婦人会 会長
2	伊 藤 八千代	八街商工会議所 女性会長
3	伊 藤 恵美子	千葉みらい農業協同組合八街地区 女性部 会長
4	河 野 勝	八街市民生委員・児童委員協議会 会長
5	尾 高 幸 子	人権擁護委員
6	○小山 文 子	千葉県男女共同参画地域推進員
7	本 間 礼 子	八街市母子父子自立支援員及び婦人相談員
8	森 澤 仁 志	八街市小中学校校長会会長
9	船 木 義 江	公募市民
10	大 塚 史 歩	公募市民
11	月 脚 真理子	公募市民
12	轟 洋 子	千葉県 総合企画部男女共同参画課長
13	◎會 嶋 禎 人	八街市総務部長
14	吉 田 正 明	八街市市民部長

八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要領

(設置)

第1条 男女共同参画計画を策定するに当たり、市民と協働による計画づくりを推進するため、八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の実現をめざすため、市民の視点から意見交換、討議をすることによりその基本的な方向性を明確にし、男女共同参画計画策定に関する意見を取りまとめ、市長へ提言を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で構成し、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 団体関係者
- (3) 各種委員
- (4) 学識経験者
- (5) 市民活動に積極的に取り組んでいる市民
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 懇話会委員の任期は、第2条に規定する業務が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、懇話会を代表し、会議を総理する。
- 4 委員長は懇話会を招集し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(市の役割)

第6条 市の役割は次のとおりとする。

- (1) 懇話会の開催及び運営を支援する。
- (2) 必要に応じて資料、情報等の提供をするとともに、職員を会議に参加させる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月25日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基

本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八
条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関

- する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- （都道府県男女共同参画計画等）
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域にお

- ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- （国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- （苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- （調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同

参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調

の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができない。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条

第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に
法律で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二
条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第
五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の
下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向
けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を
も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の
救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶
者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済
的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える
ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとな
っている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の
実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害
者を保護するための施策を講ずることが必要である。こ
のことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている
国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保
護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律
を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配
偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その
者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に
あつては、当該配偶者であつた者から引き続き受け
る身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚し
たと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含
め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項におい

て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関

を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保

護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを

勸奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶

- 者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限る、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると

認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発す

ることができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴

- 力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に

関する事項の証明書の交付を請求することができ
る。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立て
に関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期
日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送
達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。))に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する

婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。))をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。))及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二

に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後

三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）
抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定

公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できる

ようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関す

る取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める

女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定

する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の

各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職

業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働

者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公

表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業

生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな

ければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任するこ

とができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第

五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に

係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部

分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超え

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの

意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別に関わりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職

の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由

の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	日 本	千 葉 県
昭和 50 年 (1975)	国際婦人年 (目標：平等, 発展, 平和) 6 月 国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	9 月 婦人問題企画推進本部設置・婦人問題企画推進本部 会議開催・婦人問題担当室 設置	
昭和 51 年 (1976)	国連婦人の 10 年		
昭和 52 年 (1977)		1 月 国内行動計画策定 10 月 国内行動計画前期重点 目標発表 // 国立婦人教育会館オープン	10 月 千葉県婦人問題行政 連絡協議会設置
昭和 53 年 (1978)			4 月 「青少年課」を「青少年 婦人課」に改組し「婦人 班」を設置
昭和 54 年 (1979)	12 月 第 34 回国連総会「女子差 別撤廃条約」採択		4 月 各支庁に婦人問題担当 窓口を設置
昭和 55 年 (1980)	7 月 国連婦人の 10 年中間年世 界会議開催	7 月 「女子差別撤廃条約」 署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
昭和 56 年 (1981)	9 月 「女子差別撤廃条約」 発効	5 月 国内行動計画後期重点 目標発表	11 月 千葉県婦人施策推進 総合計画策定 // 千葉県青少年婦人会館 開設
昭和 57 年 (1982)			1 月 婦人問題推進のつどい 開催
昭和 58 年 (1983)			10 月 女性管理能力養成講座 開設
昭和 59 年 (1984)		5 月 「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」 公布	
昭和 60 年 (1985)	7 月 国連婦人の 10 年最終年世 界会議開催（「ナイロビ将来 戦略」を採択）	1 月 「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」施行 6 月 「男女雇用機会均等法」 公布 // 「女子差別撤廃条約」批准 7 月 同条約発効	5 月 「婦人問題に関する意識 調査」実施 8 月 千葉県婦人問題懇話会 設置
昭和 61 年 (1986)		1 月 「婦人問題企画推進本 部」拡充 4 月 「男女雇用機会均等法」 施行	1 月 婦人フォーラム県大会開催 3 月 千葉県婦人計画策定 10 月 婦人の海外派遣実施
昭和 62 年 (1987)		5 月 「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」 策定	
昭和 63 年 (1988)			3 月 国際婦人フォーラム開 催

年	世 界	日 本	千 葉 県
平成元年 (1989)		3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	10月 「婦人問題に関する意識調査」実施
平成 2 年 (1990)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		
平成 3 年 (1991)		5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次)改定」 // 「育児休業法」公布	3月 さわやかちば女性プラン策定
平成 4 年 (1992)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
平成 5 年 (1993)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 11月 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
平成 6 年 (1994)		6月 内閣府に男女共同参画審議会設置	
平成 7 年 (1995)	9月 第 4 回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	8月 第 4 回世界女性会議(NGO フォーラム)派遣事業実施
平成 8 年 (1996)		7月 男女共同参画ビジョン答申 12月 男女共同参画 2000 年プラン策定	3月 ちば新時代女性プラン策定 11月 千葉県女性センター開設
平成 9 年 (1997)		3月 「男女共同参画審議会設置法」公布 4月 「男女行動参画審議会設置法」施行	
平成 10 年 (1998)			11月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
平成 11 年 (1999)		6月 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 7月 「改正男女雇用機会均等法」施行 10月 「食料・農業・農村基本法」の公布、施行	
平成 12 年 (2000)	6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組

年	世 界	日 本	千 葉 県
平成 13 年 (2001)		1 月 「総理府男女共同参画 室」から「内閣府男女共同 参画局」に改組、「男女共 同参画会議」設置 7 月 「仕事と子育て両立支援 策の方針」決定・施行 10 月 「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る法律」(DV 防止法) 施行	3 月 千葉県男女共同参画計画 策定
平成 14 年 (2002)			4 月 千葉県女性サポート センター開設
平成 15 年 (2003)			
平成 16 年 (2004)		6 月 「DV 防止法」改正及び同 法に基づく基本方針の策定	9 月 「男女共同参画社会の実 現に向けての県民意識調 査」実施
平成 17 年 (2005)	2 月 第 49 回国連婦人の地位 向上委員会「北京+10」開 催(ニューヨーク)	12 月 「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定	
平成 18 年 (2006)		6 月 「改正男女雇用機会均等 法」改正	3 月 千葉県 DV 防止・被害者 支援基本計画策定 8 月 ちば県民共生センター・ 同東葛飾センター開設 12 月 千葉県男女共同参画基本 計画(第 2 次)策定
平成 19 年 (2007)		7 月 「DV 防止法」改正	
平成 20 年 (2008)		1 月 仕事と生活の調和推進室 設置 4 月 女性の参画加速プログラ ム決定	
平成 21 年 (2009)	女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告の審議・最終見解の 公表		3 月 「千葉県 DV 防止・被 害者支援基本計画(第 2 次)」策定 10 月 「男女共同参画社会 の実現に向けての県民 意識調査」実施 11 月 千葉県女性サポート センター改築

年	世 界	日 本	千 葉 県
平成 22 年 (2010)	3 月 第 5 4 国連婦人の地位委員会「北京 + 1 5」開催	6 月 「仕事と生活の調和 (WLB) 憲章」及び行動指針改正 12 月 第 3 次男女共同参画基本計画策定	
平成 23 年 (2011)			3 月 第 3 次千葉県男女共同参画計画策定
平成 24 年 (2012)			3 月 「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画(第 3 次)」策定
平成 25 年 (2013)		7 月 「DV 防止法」改正	
平成 26 年 (2014)			
平成 27 年 (2015)	3 月 第 5 9 国連婦人の地位委員会「北京 + 2 0」開催	9 月 「女性活躍推進法」施行及び同法に基づく基本方針の策定 9 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 1 2 月 第 4 次男女共同参画基本計画策定	
平成 28 年 (2016)			3 月 第 4 次千葉県男女共同参画計画策定
平成 29 年 (2017)			
平成 30 年 (2018)		5 月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
令和元年 (2019)		6 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	
令和 2 年 (2020)	3 月 第 6 4 国連婦人の地位委員会「北京 + 2 5」開催		
令和 3 年 (2021)			3 月 第 5 次千葉県男女共同参画計画策定

用語解説

あ

アンコンシャス・バイアス

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ、偏りをいいます。

育児・介護休業法

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めています。これにより、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としています。

SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されます。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときに、30歳代を谷とし、20歳代広範と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。

か

家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均こども数を表します。合計特殊出生率が2.08%を下回ると、将来長期的には人口が減少する計算になります。

さ

性差医療（Gender specific medicine：GSM）

性差医療とは、男女の様々な差異により発生する疾患や病気の差異を念頭に置いて行う医療のことです。

た

男女雇用機会均等法

女性労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定しています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれます。

ま

マタニティハラスメント（通称マタハラ）

職場において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う（ひどい場合には、退職にまで至る）行為を指す言葉です。本来、職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いが法律で禁止されています（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準法による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益扱いをしてはならない。」となっています。

や

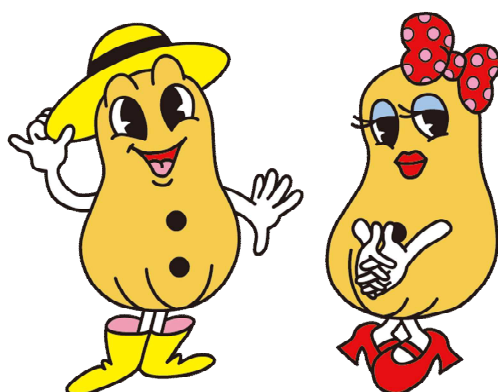
ユニバーサルデザイン

すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのことです。

わ

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家庭生活や地域活動等の「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることです。



八街市イメージキャラクター ピーちゃん ナツちゃん

第3次八街市男女共同参画計画

令和 年 月

千葉県 八街市 総務部 企画政策課

〒289-1192

八街市八街ほ 35 番地 29

TEL：043-443-1114

FAX：043-444-0815

市ホームページ：<http://www.city.yachimata.lg.jp/>